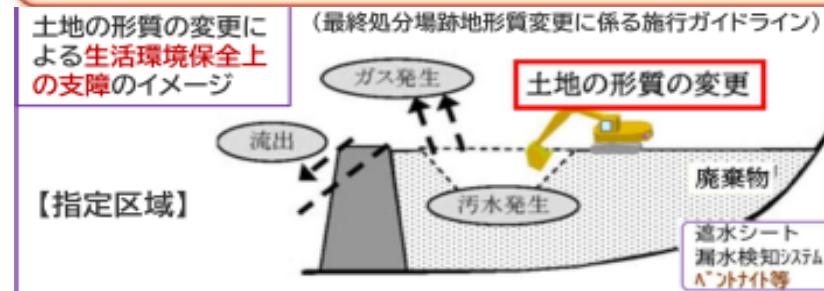


ライフサイクル

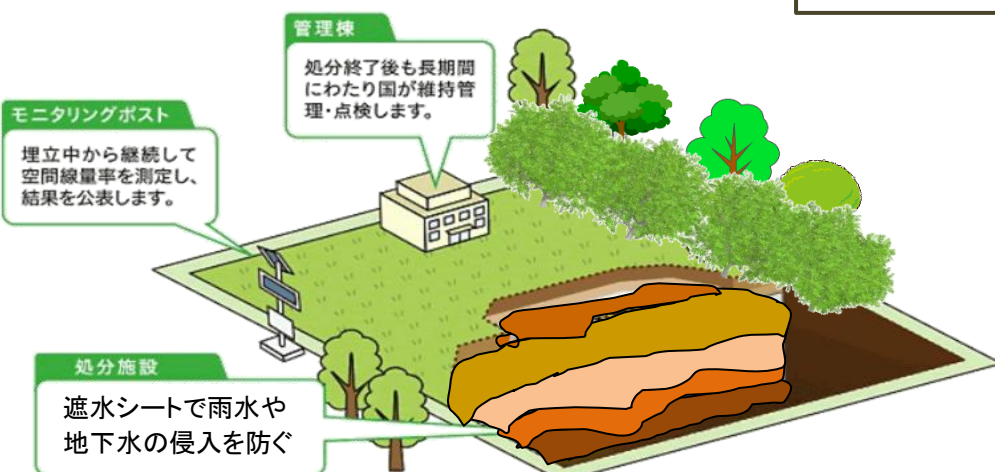
”建設から廃止を経て指定区域の指定解除に至るまでの間”（協定書(案) 第一条)



- 遮水シート 保証期間：10年（日本遮水工協会(業界団体)）
50年以上（日立市議会での県答弁）
- 漏水検知システム 期待寿命/MTBF/MTTF：データ保有せず(県回答)

指定区域の一例

スポーツグラウンドやテニスコートに使用されることが多い



大平田の水質調査している現場

【廃止】埋立終了後は〈中略〉埋立地の安定化まで適正に管理し、廃止基準に適合した段階で最終処分場廃止確認申請した上で県の確認を受けた後に廃止となる（基本計画7.2）

【指定区域】廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更がおこなわれることにより当該廃棄物に起因する**生活環境の保全上の支障**が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域（廃掃法第15条の17）

【指定解除】(指定事由の削減)

- 廃棄物の全量除去
- 廃棄物が分解・安定化し、ガスや水質が通常の土地と大差なくなり、外観的にも土壌と区別できないような状態になった場合（最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン）

かんきょう
言取言方

第14号 令和5年8月5日

諏訪学区コミュニティ推進会
環境保全委員会総務広報部

電話 (33)3841

はじめに

知事が諏訪町を候補地と公表してから4年目の夏です。
今回は自治会長など51名に参加いただいた6月4日4者協定勉強会の様子を紹介します。

4月半ばから7月の出来事

令和5(2023)年

- 4月19日 環境保全委員会 総会
第27回 環境保全委員会(4者協定勉強会)
- 22日 環境保全委員会(施設・環境衛生部会 勉強会 1回目)
- 5月 8日 正副会長、自治会長会議 (4者協定勉強会 (6月4日) のお知らせ)
- 23日 第28回 環境保全委員会(代表者会議 6月4日の運営打合せ)
- 6月 4日 第29回 拡大環境保全委員会、拡大自治会長会議
(自治会長など51名による4者協定勉強会)
- 7日 正副会長、自治会長会議 (4者協定勉強会 (6月4日) の報告)
- 28日 日立市議会 第21回 新産業廃棄物最終処分場調査特別委員会
- 7月 3日 正副会長、自治会長会議 (県に現状説明 (7月12日) のお知らせ)
- 12日 第30回 拡大環境保全委員会(県資源循環推進課による現状説明)

6月4日 4者協定勉強会

- *環境保全に関する協定
- *地域振興に関する協定

主催者のあいさつ

- ・本日の勉強会は学区主催で初めて開くものです。知事の突然の発表からちょうど3年が経ちました。その間に説明会やエコフロンティアかさま見学会など本当に色々なことがありましたが、県のやることについて、賛成とか反対とかそういう言葉ではなく、皆さんに情報をなるべくわかりやすくお知らせして判断は皆さんにさせていただくということで、この環境保全委員会を発足したという経緯があります。
- ・これまでは基本計画や基本設計など我々の目には見えないところでしたが、今後は工事車両や施設・道路の建設、諏訪神社下のガードパイプなど目に見える形で影響が出てくることになると思います。その時になって何だということではなく、諏訪だけが損をしないように色々やっていただきたいと思います。



説明会の時の様子

編集後記

- ・6月4日はたくさんのご参加ありがとうございました。また、その時の様子を県議会で取り上げて下さった村本議員もありがとうございました。
- ・施設は運営の透明性と安全性の担保が何より重要と感じています。
- ・造るのであれば、4者協定を締結してください。
- ・処分場をどうしても造る、ということであれば、当事者はそのリスクをコントロールする必要があります。地域住民を含めた当事者が、対等な立場で締結する4者協定は、リスクコントロールの有効な手段の一つと考えます。また、協定によって発足する会議体はリスクコミュニケーションの場ともなりますので、当事者の方々には適切なタイミングでの検討をお願いしたいものです。



環境保全に関する4者協定書(案) * 全16条のうち、(目的)第1条(要約)を紹介

協定の目的

この協定は環境事業団理事長が諏訪町地内大平田鉱山跡地に建設する産業廃棄物最終処分場について知事の「本施設整備に係る基本理念」、及び日立市長の「環境都市宣言」の許で、施設の建設から廃止を経て指定区域の指定解除に至るまでの間(ライフサイクル)において公害の発生を防止し、諏訪学区住民(地域住民)の生命財産の安全及び生活環境・自然環境の保全を図るために必要な措置を定め、住民が誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上し将来の世代にも受け継いでいくことを目的とする。

- ・今回の資料は、諏訪学区の目線で作っています。
- ・県の完成予想図としては、

23年度に許可を得て着工

26年度末から埋立開始予定

事前審査や許可申請、国の審査で許可が出れば初めて工事開始ができる、となっておりますが、県と事業団と市の法律に基づいた手続きが、現在どのような状況かは私たちには分からない状況です。

地域振興に関する協定書(案) (全9条)

委員説明(要約)

- ・協定書は、今後、他学区からもご意見を伺う中で、内容が変更になる場合もあると思います。
- ・環境保全に関する協定書は「住民の生活や環境を守るためのもの」、**地域振興に関する協定書**は「地域の改善を行うもの」これを一緒にすると目的がぼやけてしまうため、独立の協定書案としました。
- ・ポイントは地域振興事業について地域住民の立場から意見が言える「運営委員会」を設置する仕組みづくりです。事業の進捗に住民意見が反映される場、監視や意見を言える場にしたいと思っています。
- ・協定書の示す**地域振興事業の対象**は、例えばもし工事車両が県道37号線・梅林通りを通るのであれば「県道37号線・梅林通り交通安全」は、施設建設事業として住民の安全・生活環境・自然環境を守るためであり、地域振興事業ではないよねということです。この論点は、はっきりした方が良いと思います。

内容及び委員の説明(要約)

・全国の公共関与型廃棄物処分場の着工や協定スケジュールを調べてみると、全て着工より前に協定(環境・地域振興・基本)が結ばれており、4者協定がないと住民の意見も入らずに始まってしまうかもしれないということで、今回協定書の原案を出した次第です。

・第1条は、建設から廃止、指定地域の指定解除に至るまで処分場のライフサイクルと定義づけています。諏訪の住民はここに住み続けるので県にはライフサイクルの最後まで面倒をみることにについて、協定に明記してもらいたいと思います。

・第2条はメンバーの役割で、県と事業団は丈夫な施設を作って、県は最終的な責任を負ってください、日立市は盾あるいは鎧になって下さいという意味です。また、住民は監視と意見が出来るとしています。

・4条は「環境保全委員会」の設置。主にアカデミックな問題を審議する組織。
・5条は「監視委員会」の設置。
日立市と住民とで構成し、住民に密着した組織。
事業団に指導改善を養成、従わない場合や緊急時は停止要請を行う権限を持つものとしています。

ご参考

2022年9月に諏訪学区として提出した地域振興事業の要望(抜粋)

- 大平田地域の整備
- (諏訪学区)地域全体の整備・支援
 - ・諏訪梅林の整備
 - ・鮎川の整備
 - ・災害時避難施設として使用可能な体育館の設置
 - ・かみすわ山荘、諏訪ダムの整備
 - ・諏訪小学校の整備
 - ・諏訪コミュニティの支援
 - ・処分場職員の地元採用促進

(2)環境保全に関する協定締結及び環境保全委員会設置に向けたロードマップの明確化

【村本しゅうじ議員質問】

次に、環境保全に関する協定の締結及び環境保全委員会設置に向けたロードマップの明確化について伺います。日立市民、特に立地地元である諏訪地区の皆さんは施設は安全な設計となっているか。環境保全は大丈夫か。工事中の安全対策は十分か。新設道路はいつできるのか。地域振興は住民の意見を反映してもらえるのだろうか。と候補地公表当初より不安を抱え、事実に基づいて判断し建設的な提言をしようと努力をされてきました。その中でも建設期間約3年、埋め立て終了まで最長23年、生活環境に支障を生ずるおそれが無くなり廃止されるまでの維持管理期間推定約20年と約46年の長きに渡る期間中における環境保全への住民参加に大きな関心を持っています。そして廃止後も地下に廃棄物が残る施設の環境保全に対して住民が関与していくのは当たり前なことだと思います。このような市民の声を伺い、私も昨年の第3回定例会一般質問で環境保全に関する4者協定締結の必要性を訴え、知事からは「現処分場のエコフロンティアかさまにおいては県、事業団、市、地元住民の4者により地域振興及び環境保全に関する協定を締結している。新処分場においても協定等を締結する必要があると考えている。

今後関係者の意向を踏まえ内容等について調整していく」との答弁をいただいております。しかしその締結に向けたロードマップですら未だ明確に公表されていないと認識しています。このような背景から諏訪学区コミュニティ推進会では自分たちで一から勉強してその成果として「環境保全に関する協定書(案)」を作成しました。また先日6月4日に地域住民向けの勉強会を開催し約50名の方が参加しました。この勉強会で示された協定書案の第1条の目的には「地域住民が誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上し将来世代にも受け継いでいくことを目的とする」とあります。このような市民の思いを受け止め不安を解消するためにも引き続き環境保全に関する4者協定締結及び環境保全委員会設置に向けて県がリーダーシップを発揮していただきたいと考えますし、せめて明確なロードマップを早急に提示する必要があると考えます。そこで環境保全に関する協定締結及び環境保全委員会設置に向けたロードマップの明確化について県民生活環境部長に伺います。



【県民生活環境部長答弁】

新処分場の整備及び運営を円滑に進めていくには地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠であると認識しております。また本年3月に新処分場の基本設計が完了し今後着工に向けて具体的な整備内容が決まっていく中、住民の皆様に関心がより高まっていくものと考えております。こうした中、先日整備計画地周辺のコミュニティであります諏訪学区内の環境保全委員会が環境保全に関する協定案を作成し勉強会を開催されたことについては承知をしております。委員ご指摘のとおり最終処分場は建設、埋立、埋立終了後の維持管理まで長期間にわたる事業であり、その間における運営・管理にあたっては環境への配慮はもとより、周辺住民の皆様とのコミュニケーションが大変重要であると考えております。そのため処分場の運営や環境保全に関する責任の所在、情報共有の体制づくりなどを明確にしておく必要があると認識しております。環境保全対策の検討は現在、事業団で周辺環境への影響の予測・評価の検討が行われており8月までに結果がまとまる予定です。

その結果を基に現処分場と同様、環境保全委員会を設置しモニタリングなどの環境保全に関する計画を検討していくこととなります。この環境保全に関する計画は委員ご指摘の協定の内容に密接に関係するものですから、環境保全委員会における検討と並行して協定の枠組みや時期等を明確にしていきたいと思います。その中で地元住民の皆様の見解を反映する仕組みについても検討してまいります。またモニタリングなどの環境保全対策のほか、関係者間の基本的役割や廃棄物の処理体制、万一の事故発生時の措置などの事項について当事者間で合意を形成する必要がありますことから、県、事業団が中心となり日立市とも調整した上で、協定案を作成していくものと考えております。県といたしましては地域住民の皆様のご理解をいただきながら、地域共生が図られた施設整備・運営に努めてまいります。

村本しゅうじ議員の要望として、是非4者協定も地元の声を反映して、今後とも地元と対話をよろしくお願い申し上げます。